



11月は「建設業取引適正化推進月間」です！

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正な運用と不正行為の未然防止を図るとともに、建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等の指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公平かつ透明な取引の実現を図る必要があります。

このため、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」（以下「月間」という。）として、この期間に建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を集中的に行っています。

令和元年度については、下記により実施することとします。

◎ 1. 期 間

令和元年11月1日～30日

◎ 2. 主 催

国土交通省、都道府県

◎ 3. 主な取組み

(1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を次に掲げる方法により、幅広く周知します。

- ① 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門紙、雑誌、インターネットを通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報
- ④ 国土交通省（本省、地方整備局等）、都道府県、及び建設業関係団体の施設において、ポスターを掲示。

(2) 講習会

① 講習会の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設業者等を対象として、建設業取引の適正化に関する講

習会を開催します。

② 留意事項等

建設業取引の適正化を推進するため、建設業法、建設業法令遵守ガイドライン及び下請取引の改善に向けた通知、建設業フォローアップ相談ダイヤル、駆け込みホットライン及び建設業取引適正化センター等の各種相談窓口等について周知します。

(3) 立入検査

月間内は、地方整備局または都道府県が常時行う立入検査を重点的に実施するとともに、必要に応じ、地方整備局及び都道府県による合同での立入検査として実施します。なお、立入検査の結果、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合は、必要に応じて指導・監督を行います。

また、立入検査を実施する際は、各種相談窓口についての周知もあわせて行います。

(4) その他

このほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組みの実施に努めます。

